ひとりでも入れる 労働組合

SU があなたの力に！

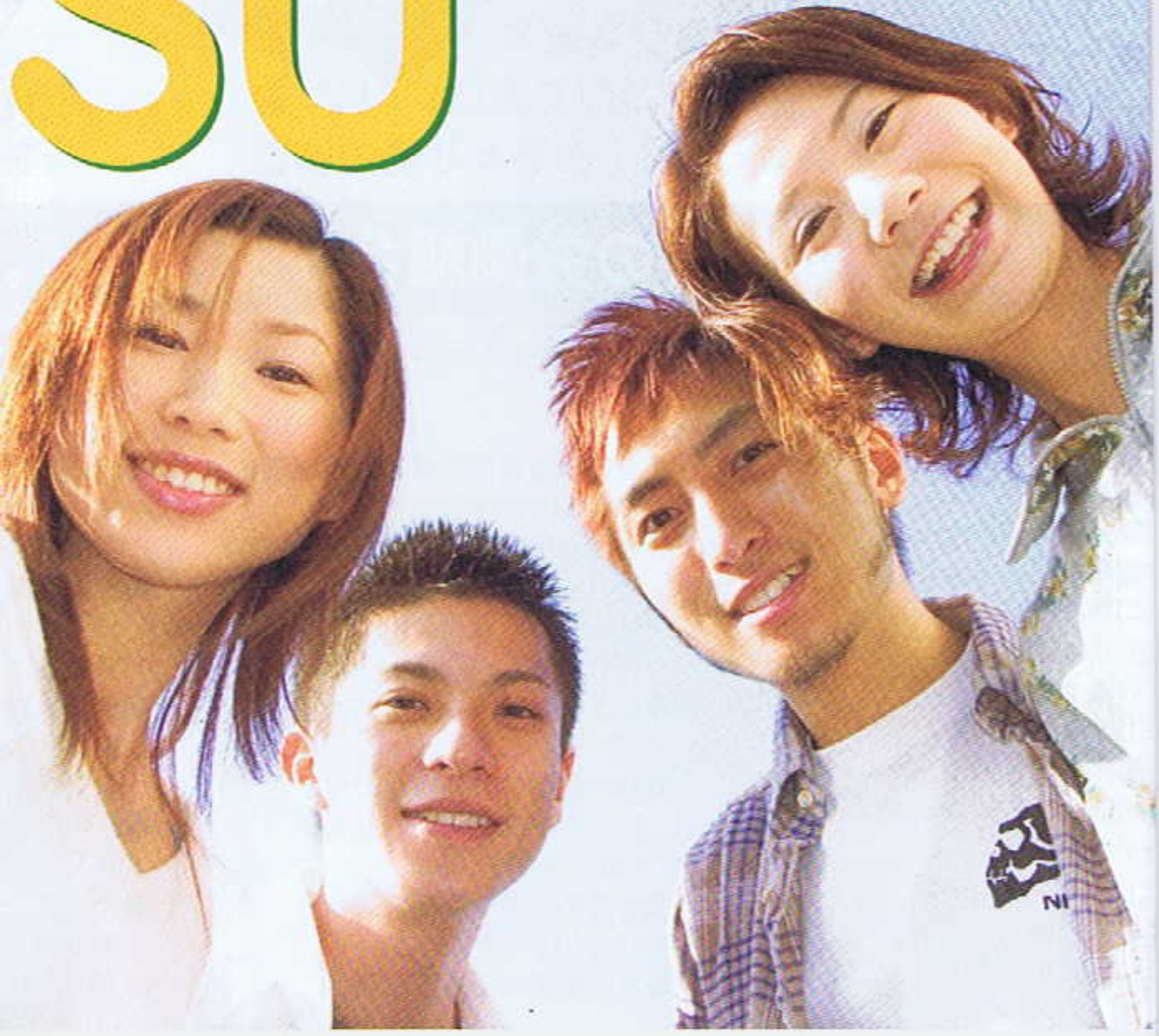

全労連・埼玉ユニオンSU

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-10-11 第1木村ビル2F
TEL.048-838-0771　FAX.048-838-0775
URL http://www.saitanet.or.jp/sairoren

埼玉ユニオンSUは、

暮らしを丸ごと
サポートします。

全員加入の共済制度や、任意加入の医療・生命・自動車共済の利用で組合員の生活をサポートしています。「民間生保から共済に変更したら、組合費を払っても掛け金が安くなった」（さいたま市のＡさん）、「住宅ローンのボーナス返済ができなくなって大弱りだったが、労金で住宅ローンの借り換えをして大助かり」（新座市のＢさん）の声。

あなたのサポーター

SUは、社長さんも大助かりの
中退共と中小企業支援を広げています

中退共（中小企業退職金共済制度）とは、法律で定められた社外積立型の退職金制度です。掛け金の一部は国が助成、掛け金は全額非課税です。労働者にとっては安心して働ける保障ですし、経営者を手助けする制度です。

中小企業勤労者福祉サービスセンターとは、「中小企業の事業主と勤労者のための福利厚生」の自治体事業です。月300～700円の掛け金で、弔慰金、傷病・障害・災害見舞金等が給付されると同時に、健康診断の補助をはじめ、宿泊施設斡旋、通信講座の補助、物資斡旋などを受けることができます。

OPEN

あなたにも、こんな権利あるよ

労働基準法はすべての労働者に保障された権利です

サービス残業は労基法違反。残業手当も必ずもらえます

労働基準法第32条では、1日8時間・週40時間労働が原則です。

使用者と労働者の間で協定がないと時間外労働は認められません（36協定）。

36協定がなくても、時間外に働いた場合は25%、深夜（夜10時～翌朝5時）に働いた場合はさらに25%の割り増し賃金が必要です。休日に働いた場合は35%の割り増しです。

残業手当は必ずもらえます。サービス残業は違法です。

派遣・臨時・パートでも

年金・健康保険・労災・雇用保険にも入れます

健康保険と厚生年金は、法人事業所および常時5人以上の従業員を使用する個人事業所（一部除く）は、すべて適用事業所となり、国籍や年齢に関わらず加入しなければなりません。

パートや派遣で働いても一定の条件を満たせば被保険者になります。

労災保険や雇用保険は、業種・規模を問わずすべての事業所が適用を受ける強制加入の保険です。パートや派遣でも、週20時間以上、1年以上の雇用が認められる場合、雇用保険に加入しなければなりません。

派遣・臨時・パートでも

あなたにあります 有給休暇

勤続年数や1週間の所定労働日数で定められた有給休暇があります

●1週間の所定労働時間が30時間以上または5日以上（年間217日以上）は正規職員と同じです。

勤続年数						
6ヵ月	1年6ヵ月	2年6ヵ月	3年6ヵ月	4年6ヵ月	5年6ヵ月	6年6ヵ月以上
10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

●1週間の所定労働時間が30時間未満で、4日以下（216日以下）の場合。

週所定労働日数	年間所定労働日数	勤続年数						
		6ヵ月	1年6ヵ月	2年6ヵ月	3年6ヵ月	4年6ヵ月	5年6ヵ月	6年6ヵ月以上
4日	169~216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121~168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73~120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48~72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

あなたのそばに、ひとりでも入れる労働組合埼玉ユニオンSUがあります

ウラを見てネ

仲間と力を合わせて解雇をはねかえそう！

リストラはね返す 3つのポイント

1. 退職強要にはきっぱりと「**応じられません**」と意思表示をしましょう
2. それでもしつこく言われたら「**辞めません**」と言って、すぐSUに相談しましょう
3. 解雇通告されたら「**納得できません。辞めません**」と返事をして、SUへ加入しましょう

労基法にも「解雇制限」が明記

労基法　第18条の2

解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする

すぐに相談を

労働相談ホットライン

Free Dial

ナヤマズ　サイローレン

0120-78-3160

受付は毎週月・火・木曜の午後

秘密厳守　相談無料

SAIROREN 埼玉県労働組合連合会

埼労連
13万人の仲間のあとおしで

楽しくレクリエーション スキルアップも

「パソコンを学びたい」「年金や介護の問題を勉強したい」「税金について学びたい」。暮らしに身近な問題の関心が高まっています。SUでは、専門家と連携して各種講座や相談会を行っています。ユーキャン通信教育講座（埼労共*の斡旋事業）を受講されると、受講料の1割相当を補助します。また、仲間が集まって、レクリエーションを通じての交流も行っています。

働く人の悩みに応え いっしょに解決

「突然の解雇」「一方的な賃下げ」「残業代の未払い」「労災なのに健康保険を使えと言われた」など労働事件が多発しています。SUは仕事や職場の悩みを弁護士など専門家の力もかり、会社や行政機関ともよく話しあって、納得できるよう解決にあたります。

県内の仲間と要求の実現めざして

SUでは、国の福祉厚生事業「中小企業退職金共済制度」の普及活動や、自治体の事業「中小企業勤労者福祉サービスセンター」の活用を広げる運動をすすめています。自治体に対しては、働くものの労働条件改善や雇用拡大の施策を求めて、働きかけをしています。

生活支援事業として、20～60%引きの市販薬、葬儀・供養物（どちらも埼労共*の斡旋事業）を紹介しています。

また、県内のさまざまな職種の労働組合とも連帯して、要求の実現めざして活動しています。

埼労連にはさまざまな分野の労働組合があります。

地域労連・地区労

- ●深谷寄居地労連 TEL 048-581-5000
- ●熊谷地域労連 TEL 048-524-3333
- ●秩父労連 TEL 0494-23-2830
- ●本庄児玉郡市地労連 TEL 0495-34-0707
- ●入間東部労連 TEL 049-251-2540
- ●比企労連 TEL 0493-23-3302
- ●所沢地区労 TEL 04-2992-9927
- ●川越地域連絡所 TEL 049-224-2222
- ●狭山地区労 TEL 042-954-0402
- ●坂戸鶴ヶ島地区労 TEL 049-285-7040
- ●入間地労連 TEL 042-934-2225
- ●飯能日高地労連 TEL 0429-74-0330
- ●鴻北労連 TEL 048-593-3381
- ●上尾・桶川・伊奈労連 TEL 048-773-9863
- ●春日部労連 TEL 048-763-4849
- ●越谷吉川松伏労連 TEL 048-989-2473
- ●草加八潮地区労 TEL 048-944-1153
- ●三郷市労連 TEL 048-954-0081
- ●埼北労連 TEL 0480-35-0350
- ●行田地区労 TEL 048-553-2321
- ●加須労連 TEL 0480-65-7114
- ●岩槻地区労 TEL 048-756-4433
- ●川口地区労 TEL 048-261-2602
- ●さいたま地区労 TEL 048-833-8589
- ●戸田地区労 TEL 048-444-7171
- ●蕨地区労 TEL 048-444-7171
- ●鳩ヶ谷地区労 TEL 048-262-8000
- ●北足立南部地区労 TEL 048-473-4440

産業別労働組合

- ●全日本金属情報機器労組埼玉地本 TEL 048-863-0670
- ●化学一般労組全国協議会 関東地本埼玉県協議会
- ●埼玉県教職員組合 TEL 048-824-2511
- ●埼玉県高等学校教職員組合 TEL 048-822-7421
- ●日本自治体労働組合総連合 埼玉県本部 TEL 048-866-0661
- ●埼玉県医療労働組合連合会 TEL 048-824-4532
- ●全印総連埼玉地区協議会
- ●全国生協労働組合連合会 さいたまコープ労組 TEL 048-839-1052
- ●全国自動車交通労組総連合会 埼玉地方連合会 TEL 049-226-6777
- ●全日本建設交運一般労組埼玉県本部 TEL 049-244-1810
- ●全国福祉保育労組埼玉県本部 TEL 048-581-2945
- ●全労連・全国一般労働組合 埼玉地方本部 TEL 048-865-4172
- ●埼玉土建一般労働組合 TEL 048-863-6211
- ●埼玉県私立学校教職員組合連合 TEL 049-224-5751
- ●埼玉県国家公務関連労働組合協議会 TEL 048-863-4111
- ●全日本年金者組合埼玉県本部 TEL 048-686-2044
- ●通信産業労組埼玉支部 TEL 049-222-9090
- ●郵政産業労組埼玉支部

秘密厳守 相談無料

労働相談ホットライン

Free Dial 0120-78-3160（ナヤマズ サイローレン）

受付は毎週月・火・木曜の午後

SAIROREN 埼玉県労働組合連合会

*埼労共（埼玉県労働者福祉共済会） 埼労連と連携して、働く仲間たちの暮らしを支援する様々な制度を運営する事業団体。労働金庫や全労済とも連携する。埼労連共済会は埼労共の共済事業を取り扱う。

働く人のたすけ愛

SUに加入すると、埼労共・埼労連共済会の会員となり、全労済と労働金庫（預金・融資）が利用できます。

全労済のマイカー共済

若いあなたならこんな補償は？（一例）

●賠償クラス：軽四輪乗用
●掛金クラス：軽四輪乗用 ●車両共済金額：100万円
●ABS割引：あり ●等級：12等級
●運転者年齢条件：26歳以上補償 ●運転者家族限定：あり

- **人身傷害補償・最高5000万円**（被共済者1名につき）（さらに自動車事故傷害見舞金・最高500万円）
- **無共済車傷害・最高2億円**（被共済者1名につき）
- **対人賠償・無制限**（被害者1名につき）
- **対物賠償・無制限**（1事故につき）
- **車両損害補償・オールリスクW**

掛金はお手頃

月払掛金 3,480円（基本1,870円＋車両1,610円）

年払掛金 39,810円（基本21,350円＋車両18,460円）

新しく全労済組合員となるには、出資金が必要です。契約するときには、全労済の資料やパンフレットを参照ください。
お問い合わせは、埼労連または最寄りの全労済まで。

ろうきんのカーライフローン

クルマえらびの前にローンえらび

特別金利【固定金利型】

会員の場合 **年1.7%**
別途保証料が0.7%必要になります。

会員以外の場合 **年2.2%**
別途保証料が1.2%必要になります。

車やバイクの購入、保険、修理、免許取得、他行やディーラーの自動車ローンの借換え資金などに

- ●最高500万円
- ●最長10年
- ●無担保

今がチャンス!

※特別金利の適用期間は2007年3月30日までとなります。
（金融情勢の変化により、金利は変更となる場合があります。）
※特別金利は、「はるかぜ優遇」を除く金利優遇の対象外です。
※店頭やホームページでご返済額を試算できます。
※審査の結果、ローン利用のご希望にそえない場合があります。
※店頭に説明書をご用意しています。
会員団体の構成員以外の方は、ご利用にあたってレインボー倶楽部に入会（利用会員に入会する場合は入会金1,000円、または連営会員に入会する場合は入会金5,000円）、当金庫の個人会員（最低出資金1,000円が必要）となることが必要な場合がございます。
会員とは、中央労働金庫に出資のある、以下の会員団体の構成員の方です。
①労働組合、②国家公務員・地方公務員等の団体、③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で事業年数が3年以上経過しているなど一定の条件を満たすもの。
※詳しくは、ろうきん営業店までお問い合わせください。

24時間いつでも、ローンのご相談を受付中！
「中央ろうきん」で検索してください。

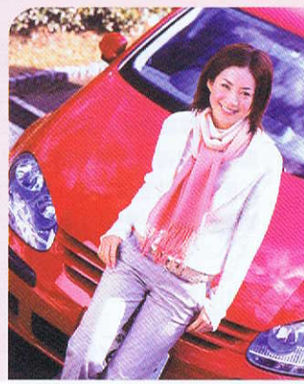

あなたもSUに

明るく元気に働き続けるために、仲間との助け合いで

結婚祝金が出るなんて
知らなかった。
24,000円ももらって
得した気分。

組合費　組合費は収入に応じて2段階に分かれています

月収15万円以上	2,300円
月収15万円未満	1,300円

※特例があります

全労連・埼玉ユニオンSU加入申込書

氏名	男・女	生年月日
住所 連絡先（　　）		
備考		

申込用紙を切り取って郵送、あるいはFAXにてお申し込みください